

**【特別委員会】**

\* 特定の事業を遂行するとき必要に応じて期間を限定し、理事会の承認を経て設置する。

- (1) 部会役員会で指定された特定事業の遂行。
- (2) 長期の場合、次年度における事業計画案、収支予算案および委員会編成案の提案、承認に関すること。